

# 福祉環境整備指針

(平成27年度改訂版)



多治見市

## はじめに



我が国は、急激に少子化、高齢化が進行しています。「第7次多治見市総合計画」における人口推計では、平成42年には65歳以上の人口割合が全市民の36%になると推計しています。また、障がいのある方も年々増えつつあります。

こうした中で、高齢者、障がいのある方をはじめ、市民の皆様が、住み慣れた地域でいつまでも安心して暮らし続けられる「福祉のまちづくり」を進めていくことは、重要な社会的課題と考えます。

多治見市では、この福祉のまちづくりを推進するため、「福祉環境整備指針」を策定し、多くの方が利用する公共施設などのバリアフリー整備を推進してきました。

国においても、「高齢者、障害者等の円滑な移動等に配慮した建築設計標準」など各種基準、ガイドラインの改訂を行うなど、バリアフリー整備をより一層確実に推進することが求められています。

今回は、こうした国の動向を受けるとともに、障がい者団体の皆さんからの意見も踏まえ、指針の改訂を行いました。

今後とも、福祉環境整備指針に基づく安全安心なまちづくりの一層の推進にご協力をお願いいたします。

平成28年3月

多治見市長 古川 雅典

多治見市福祉環境整備指針の見直し	3	浴室	75
心のバリアフリーについて	4	宿泊施設（居室・寝室）	78
子育てバリアフリーについて	5	<b>3. 道路</b>	
整備指針の見方	6	歩道と車道の分離	82
「障がい者」等のひらがな表記	7	歩道の幅員と勾配	85
<b>1. 共通となる基準</b>		歩道の路面	85
サインとシンボルマーク	10	歩道の段差解消	86
視覚障害者誘導用ブロック・音響式信号機	12	車両乗り入れ部	87
点字表示等	14	案内標示の整備	87
手すり	16	ベンチ等	88
キックプレート（車いす当たり）	17	立体横断施設	89
溝ぶた	19	<b>4. 公共交通機関の関連施設</b>	
スイッチ・コンセント類	20	駅	92
緊急時の設備	21	駅前広場	97
<b>2. 公共的建築物</b>		バス停留所・タクシー乗り場	99
出入口	26	<b>5. 公園</b>	
改札口等	30	出入口	102
廊下等	32	園路	104
スロープ	34	ベンチ・野外卓・水飲み器	106
階段（踊り場含む）	36	案内標示	108
昇降機（エレベーター）	38	その他	108
昇降機（エスカレーター）	43	<b>6. 集合住宅</b>	
多機能トイレ	46	集合住宅	110
一般用トイレ	53	<b>7. 子育てバリアフリー</b>	
洗面所	56	子育てバリアフリー	116
駐車場及び自動車庫	58	<b>参考資料</b>	
敷地内の通路	61	多治見市福祉基本条例	122
客席（観覧席）	63	多治見市福祉環境整備指針	127
案内標示	66	福祉のまちづくりの取り組み	129
カウンター等	68	高齢者・障がい者の障害（バリア）、不便等	131
公衆電話・自動販売機・水飲み器	71	障がいのある方・高齢者への接遇	137
シャワー室・更衣室	73	戸建住宅の参考指針	140

# 多治見市福祉環境整備指針の見直し

## 1. 指針見直しの趣旨

多治見市では、市の最上位計画である「第7次多治見市総合計画」の政策の柱の一つに、「健康で元気に暮らせるまちづくり」を掲げ、基本計画事業に「バリアフリーの推進」をあげており、それに基づき福祉環境整備指針の更新を行っていきます。

昭和58年に福祉環境整備指針を策定し、平成16年度には「多治見市福祉基本条例」（平成16年4月施行）の中に位置付けることで、指針の実効性を高いものとしてきました。また国の法律の動向や社会における福祉環境の変化等を受けて、内容の見直しを重ねてきました。前回の見直しからこれまでに「高齢者、障害者等の円滑な移動等に配慮した建築設計標準」（国土交通省）など各種基準、ガイドラインの改訂が行われました。

今回は、こうした各種基準、ガイドラインの改訂等取り巻く環境の変化に対応させるよう見直しを行うとともに、障がい者団体からの意見を踏まえ、生活実態に即した内容とし、誰もが安全・安心な暮らしができるまちづくりを進めます。

〈関係する基準・ガイドライン〉

- ・ 高齢者・障害者等の円滑な移動等に配慮した建築標準
- ・ 道路の移動等円滑化整備ガイドライン
- ・ 公共交通機関の旅客施設に関する移動円滑化整備ガイドライン
- ・ 都市公園の移動等円滑化整備ガイドライン
- ・ 多治見市高齢者、障害者等の移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を定める規則
- ・ 多治見市高齢者、障害者等の移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める規則

## 2. 策定経緯

- ・ 各種基準・ガイドラインより情報収集
- ・ 障がい者団体（12団体）からの意見聴取
- ・ 庁内検討会議において見直しについて検討
- ・ 障がい者団体へ改訂内容確認、パブリック・コメント手続き

## こころのバリアフリーについて

この指針の中には、施設そのものや施設に付随する設備についてのバリアフリー基準について定めると同時に、それを補う人的な部分の規定である、職員や周囲の人の障がい等に対する理解に基づいた行動など、「こころのバリアフリー」についての基準を規定しています。

国では、平成18年12月20日から「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年6月21日法律第91号）」が施行され、こころのバリアフリー化の促進に関する国民の理解を深め、実施に関する国民の協力を求めています。

当市でも、「多治見市福祉基本条例」（平成16年4月施行）に基づいて、施設の利用については「市民、事業者と市は、高齢者、障害者等が公共的施設を安心して利用できるように協力します（第24条）。」としています。また、施設利用のみならず、市民の責務として「高齢者、障害者等に対して、理解と思いやりを持ち、高齢者、障害者等が安心して生活するために協力するよう努めます。（第4条）」としているほか、事業者、市にも同様の責務を課しており、就労、移動をはじめ高齢者、障がいのある方等を取り巻く生活のさまざまな場面でのバリアフリーについて、市民、事業者、市それぞれに役割を明示しています。

人的なサポートは、施設の職員であれば、職員教育による面も多いですが、窓口対応などの際に、さまざまな高齢者、障がいのある方等に応じたきめ細かい対応ができることが重要です。

施設がバリアフリー化されていても、市民一人ひとりの意識が高まらないと福祉のまちづくりは進みません。高齢者や、障がいのある方に対する正しい理解を深めていくことは、だれもが安心・安全に暮らしていくことができるまちに繋がっていきます。

今後、市は、さまざまな高齢者、障がいのある方等が何を不自由と感じ、どんな対応を求めているのかを理解していただくよう働きかけをしていきます。具体的には、子どものときから自分たちのまわりにはいろいろな人がいることを知るための福祉教育の推進、また広報紙、ラジオ、ホームページ等さまざまな手段、機会を通して障がいに対する正しい情報提供を行い、こころのバリアフリーの推進を図っていきます。

## 子育てバリアフリーについて

まちのバリアフリーについては、主に高齢者や障がいのある方の視点により進められてきましたが、乳幼児やその保護者の視点は、これまで見落とされがちでした。

だれもが安心して生活できるまちづくりを推進していく上で、この視点は重要になり、今回の福祉環境整備指針の見直しにおいて新たな指針として追加しました。

国においては、平成16年12月に閣議決定された「少子化社会対策大綱に基づく重点施策の具体的実施計画について（子ども・子育て応援プラン）」の中で、「子育てバリアフリー等の推進」を明示し、子育てバリアフリーについての啓発への取り組みが重要になるとしています。

乳幼児がまちの中を歩いたり、遊んだりする際、道路わきの側溝に蓋がされていなく落ちる可能性があったり、お店の看板や商品で自転車や自動車の運転者の視界を遮り、子どもが見えない場合があります。また、乳幼児を連れた保護者などが外出する際に、施設内に授乳できる場所やオムツを交換できる場所が確保されておらず、不便を感じることは多くあります。

安心・安全に子育てができる環境をつくることは、保護者のストレスを軽減し子育て支援にもつながります。多治見市では、高齢者や障がいのある方だけでなく、乳幼児や子育ての視点も含めたバリアフリーを進めていくことが大切であると考えます。

## 整備指針の見方

項目

整備の基本的な考え方

### 点字表示等

〈整備の基本的な考え方〉

点字などの標示板は、視覚障がい者が目的の場所へ、安全にかつ迅速に到達できるように適所に設置する。

視覚障がい者が位置、操作方法等の確認をする必要がある情報は、点字表示や触知案内板による案内を行うとともに、点字が読めない視覚障がい者にもわかるよう配慮する。

#### ①点字案内板

●(黒丸)は、守るべき「整備基準」

●出入口付近及び各階には、点字案内板や指先で触れて位置、行き先などが理解できる触知案内板を設置する。

●点字による案内板等は、指先で読み取りやすい外形寸法、高さ及び表示面の傾きを設定し、床面に対し垂直には設置しない。

○点字による案内板等には、情報を単純化する等視覚障がい者が把握しやすい工夫を行うとともに、文字も併記することが望ましい。

●案内板の位置を知らせるため音声誘導装置を設置する。

○点字による案内板等を設置する場合には、点字の読めない視覚障がい者にもわかるよう音声等による案内を組み合わせることが望ましい。

●案内板の設置については、周囲のスペースを確保する。

○(白丸)は、守ることが望ましい「目標基準」細字

#### ②階段・スロープ

●階段・スロープの手すりの始点及び終点には、点字プレートを設置し、階数などを表示する。

#### ③エレベーター

●エレベーターの乗り場のボタンや操作盤・インターホンなどには、階数などを点字プレートで表示する。

## 「障がい者」等のひらがな表記

多治見市では、平成20年4月1日以降に作成する公文書（※）から「障害者」を「障がい者」等のひらがな表記としています。本整備指針の見直しにあっても、基本的にはひらがな表記とし、障がい者の人権尊重を推進していきます。

※ 公文書：市が作成する通知文書、広報紙、チラシ、パンフレット、ホームページ等  
（既存の計画書等については、改訂にあわせてひらがな表記に変更します。）

### 《適用除外》

基本的には、ひらがな表記としますが、下記の適用除外を設けています。

1. 国が定める法律（例：障害者総合支援法）、政令、省令、告示等で規定されている用語、名称等
2. 県が定める条例、規則、告示等で規定されている用語、名称等
3. 市が定める条例、規則、告示等で規定されている用語、名称等
4. 団体、機関等（例：岐阜県身体障害者福祉協会）の固有名称